

国保だより

国民健康保険は、加入者の皆さんが助け合う制度です



国保税の算定方法と税率が変わりました

国保税は、これまで「医療分」と「介護分(40歳～64歳の人)」を合わせた額を賦課していましたが、今年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されたことに伴い「後期高齢者支援分」が新たに加わりました。老人医療費への負担は、これまで医療分の税額に含まれていましたが、医療分と分けることで老人医療費に対する世代間の負担がより明確化されました。

国保税の税率など

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40歳～64歳の人
所得割 (前年中の所得に応じて計算)	5.6% (7.9%)	2.1%	1.9% (1.45%)
資産割 (今年度の固定資産税額に応じて計算)	10.0% (10.0%)	1.0%	1.0% (1.0%)
均等割額(加入者一人あたり)	20,000円 (27,000円)	7,000円	8,200円 (7,600円)
平等割額(一世帯あたり)	19,400円 (27,000円)	7,000円	6,400円 (6,400円)
課税限度額	470,000円 (560,000円)	120,000円	90,000円 (90,000円)

※()内は平成19年度。

医療分・後期高齢者支援分・介護分のそれぞれの合計額(所得割額+資産割額+均等割額+平等割額)を合わせた総合計が年間の国保税額となります。

国民健康保険国保は、職場の健康保険などに加入していない74歳までのすべての人が、病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡など保険給付の大切な財源となります。

納税通知書は世帯主に届きます

7月中旬に世帯主あてに納税通知書を送付します。世帯主が国保の加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。納期は次のとおりです。必ず納期限内に納めてください。

第1期	平成20年 7月31日
第2期	平成20年 9月 1日
第3期	平成20年 9月30日
第4期	平成20年10月31日
第5期	平成20年12月 1日
第6期	平成20年12月25日
第7期	平成21年 2月 2日
第8期	平成21年 3月 2日

一部の世帯は、10月から年金天引き(特別徴収)されます

個別に金融機関などの窓口で納付する手間を省くために、一部の世帯については、10月

15日に支給される年金から国保税が天引きされます。対象となる世帯 国保加入者全員が65歳～74歳の世帯

○天引きされる人には、8月にお知らせします。

年金から、10月、12月、翌年2月に天引きされる国保税は、原則として今年度の国保税額から、9月までの納付額を差し引いた額を3等分した金額となります。年金から天引きされる国保税額は、8月に特別徴収通知書でお知らせします。

○ただし次の場合は天引きされません。納付書または口座振替で納付してください。

- 1 世帯主が国保の加入者ではない場合
- 2 世帯の国保加入者の中に、今年度中に75歳になる人がいる場合
- 3 世帯主の天引き対象の年金が年額18万円未満の場合
- 4 介護保険料と国保税の合計が、天引き対象の年金額の2分の1を超える場合



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)創設に伴う国保税の軽減

4月以降、75歳以上の人は長寿医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることとなります。それに伴い、国保に引き続き加入する人の保険料負担が急に増えることのないよう、国保被保険者の保険料について次のような激変緩和措置がとられます。

○所得の低い人は国保税の軽減が引き続き受けられます。

保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けられます。5年間は、長寿医療制度へ移行した人を含めて軽減判定を行います。

○世帯ごとに負担する国保税が半額になります。

国保の被保険者が一人になる場合は、世帯構成や被保険者数が変わらなければ、5年間、世帯割で賦課される保険税が半額になります。

○申請により減免されます。

75歳以上の人が会社の健康保険などの被用者保険から長寿医療制度に移行することに

より、その扶養家族である被扶養者の人(65歳〜74歳)が新たに国民健康保険に加入する場合、申請により国保税の減免が受けられます。

国保加入時に申請すれば、2年間、国保税の所得割、資産割が免除されるとともに、被保険者一人当たりの均等割額が半額となり、さらに、被保険者が一人の場合などには、世帯ごとの平等割額も半額になります。



納付は便利で安心、確実な口座振替を

口座振替にすると、指定する預貯金口座から自動的に納付できます。納めに行く手間がかからず納付を忘れることもなく便利です。

口座振替の手続きは、取り引きしている金融機関へ、預貯金通帳・通帳印・納税通知書を持参し、口座振替依頼書を提出してください。提出した翌月から口座振替できます。

高齢受給者証を更新します

高齢受給者証の有効期限は今年末です。今年度市・県民税の課税所得により負担割合を判定し、該当者には今月下旬に新しい証を送付します。手続きは不要です。

国保税を滞納すると

- 1 納期限を過ぎると、20日以内に督促を行います。
- 2 それでも納めないと、通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。「短期被保険者証」では、頻繁に更新が必要となります。
- 3 納期限から1年過ぎると保険証を返還してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、病院で診察するときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。
- 4 納期限から1年半を過ぎると、国保の給付を全部ま

更新は忘れずに

有効期間 8月1日〜来年7月31日(ただし、74歳の方は75歳の誕生日の前日まで)

更新は今年末で、更新するには手続きが必要です。対象 国保の加入者で、入院

たは一部差し止めすることになります。

5 そのほか財産などの差し押さえの措置をとる場合があります。

まずは納付相談を

誰でもやむを得ない事情は生じます。分割納付などできますので、滞納のままにせず、納付方法について早めに収納課で相談してください。また災害のほか特別な事情で国保税を納められなくなったときは、申請により国保税の減免・免除や被保険者証の返還猶予などが認められることもあります。

問い合わせ先

- 保険給付について
保険医療課 (☎0848(7)6050 FAX0848(6)2130)
- 納税通知書・税額について
市民税課 (☎0848(7)6031 FAX0848(7)6132)
- 納税について
収納課 (☎0848(7)6034 FAX0848(7)6132)

